

新幹線延伸効果促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新幹線延伸効果促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、新幹線延伸効果促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱第3条の補助金の対象となる事業は、補助事業者が実施する新幹線延伸効果促進事業のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 特定の業界関係者等一部の者を対象としていないこと。
- (2) 法令に違反してないこと。
- (3) 公序良俗に反してないこと。
- (4) 専ら収益事業に類するものでなく、かつ入場料等が不相当でないこと。
- (5) ソフト事業
- (6) 当該年度の2月末日までに実施する事業

(補助対象団体)

第3条 要綱第4条の補助金の対象となる団体等は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 富山県内に活動拠点を持つ団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下でない団体であること。

(補助対象外事業)

第4条 次に掲げる事業は、補助対象としないものとする。

- (1) 県の他の補助金を現に受けて実施している事業
- (2) 県の他の補助金を受けて実施する予定の事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (4) 施設整備等のハード事業

(5) その他補助をすることが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第5条 要綱別表に定めるもののほか、補助対象経費について、次のとおりとする。

- (1) 補助事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象経費としないものとする。
- (2) 補助事業者の内部の関係者への謝金は、補助対象経費としないものとする。
- (3) 飲食費は、補助対象経費としないものとする。
- (4) 国の補助金等（市町村から交付される補助金で、その財源に国の補助金が充当される場合を含む）の交付を受けている、又は受けることが確定している事業に要する経費は補助対象外とする。ただし、市町村から交付される補助金の財源にデジタル田園都市国家構想交付金が充当される場合を除く。
- (5) 本要綱の補助対象となる市町村補助金（以下、「市町村補助金」という。）を受けの場合で、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額（以下「補助額」という。）と市町村補助金の合計額が補助対象経費を超過するときは、補助額から当該超過分を差し引くものとする。
- (6) 物品等の販売収入又は参加者等からの入場料等の収入が生じる場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除する。
- (7) 補助事業者の運営に関する経費等、補助することが適当でないと認める経費は、補助対象経費としないものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。